



議案第八十九号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に

ついて

次のとおり職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決  
を求める。

昭和六十年九月五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年九月拾参日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第三項」の下に「及び第四項」を、「効果」の下に「並びに失職の事由の特例」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（失職事由の特例）

第五条 任命権者は、法第十六条第二号に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めたとときに限り、その職を失わないものとしてすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。

附 則

この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。